

UPC (統一特許裁判所) : 英国離脱は2017 年9 月以降の可能性

イギリスによる欧州連合(EU)からの離脱決定、およびイギリス政府が離脱の実施にあたって具体的にどのような措置を講じるのかに関して数ヶ月間に渡り不透明感が続いていたが、IP(知的財産)コミュニティは昨年11月にブリュッセルで開催された「EU 競争力会議(EU Competitiveness Council)」におけるイギリス IP 担当大臣による発表を大きな驚きでもって受け止めた。席上、当該大臣はイギリスが「欧州特許統一裁判所への合意(Agreement on the Unified Patent Court(UPC))」を批准することになるとの声明を出した。この方針の明確化によりイギリスを含めた単一の施行/実施システムが盤石になったという理由で「欧州委員会」をはじめ EU 加盟国、EPO(欧州特許庁)および IP コミュニティの大部分からは歓迎されたが、EU 離脱後もイギリスが UPC 加盟国としてとどまり続けるのか、EU 関連の特許問題において「EU 司法裁判所」の管轄権を従来と同じように受諾するのかどうか、依然不透明のままとなった。

こうした現状に対する懸念が続くにもかかわらず、「UPC 準備委員会」は、「合意」が発効可能で、かつ「統一特許裁判所」が 2017 年 12 月に運用されることになるという前提に立って取り組んでいるとの声明を出している。

こうした前提が正しいものであり(イギリスとドイツという)残る 2 つの必須 批准国による「合意」批准プロセスにさらなる遅延が生じないとすれば、欧州 特許所有者および欧州特許出願人は、自身のポートフォリオを検討した上でど の欧州特許および出願案件を「UPC」の排他的権限から離脱すべきかについて 意思決定を下すことが求められる。いわゆるサンライズ期間(sunrise period) が設けられることで「UPC」の運用開始前に欧州特許や出願の離脱が可能とな り、現状を鑑みると 2017 年 9 月(または少し前)から同年 12 月前までがこれ に相当する期間になると考えられる。したがって、安全を期すためには十分余 裕をもって意思決定を下し、本期間中に希望する離脱申請全てが完了できるよ うに図るべきである。